

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）
の施行について

中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としている制度である。

今般、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）が、平成 28 年 5 月 24 日に成立し、同年 6 月 3 日に公布され、この改正法による中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号。以下「法」という。）等の改正事項について、関連政省令と併せて、平成 30 年 5 月 1 日から施行することとされた。

主な改正内容については下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、管内の地方自治体、経済団体等に対し中退共制度の趣旨について周知いただく等、制度の普及促進に引き続き一層の御協力をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

会社合併等の事業再編の活発化といった最近の企業活動の状況を踏まえ、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、会社合併等の後も引き続き共済契約者が中小企業者である場合に、その合併等に伴う中退共制度と企業年金制度との間の資産移換を行うことを可能とする等の措置を講ずるものである。

第 2 共通事項

本通知における用語の定義は、以下のとおりとすること。

(1) 中退共

中退共制度のうち、中小企業の常用雇用者を対象とした退職金共済制度をいう。

(2) 企業年金制度

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項に規定する確定給付企業年金及び確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する企

業型年金をいう。

(3) 機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構をいう。

(4) 合併等

確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項、確定拠出年金法第 54 条の 5 及び法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等をいう。

第 3 改正の概要

中退共を実施する事業所と企業年金制度を実施する事業所が合併等を行い、合併等をした後の 1 つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる制度が適用される 2 つの従業員グループが併存する場合に、当該中小企業において、中退共のみを実施することとした場合には企業年金制度から中退共への資産の移換が、企業年金制度のみを実施することとした場合には中退共から企業年金制度への資産の移換が可能となる（確定給付企業年金法第 82 条の 4 及び第 82 条の 5、確定拠出年金法第 54 条及び第 54 条の 5 並びに法第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 関係）。

※ なお、機構に、企業年金制度から中退共への資産移換の申出を行う事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用されない。

また、これらの措置は、施行日（平成 30 年 5 月 1 日）以後に合併等が行われた場合に適用される。

第 4 加入促進に向けての積極的な取組み

中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況にあり、退職金制度が確立されることにより優秀な労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る意味においても、中退共の普及をより一層図る必要があると考えられる。

中退共は、新たに退職金共済契約を締結した事業主について、国から掛金の一部補助を行う措置（掛金負担軽減措置）が講じられており、また、一部の地方自治体（別紙 1 参照）では、独自に掛金の一部補助が行われている。

さらに、今般の法改正により、合併等に伴う企業年金制度から中退共への資産移換が可能となる。

これらの措置は、今後の加入促進に大きく寄与するものと考えられることから、こうした支援措置を含め、管内の地方自治体、経済団体等に対する中退共の一層の周知をお願いする。

なお、別紙 2 のとおり、都道府県知事に対しても本通知と同様に周知等に係る協力の依頼を行っていることを申し添える。

地方公共団体による補助制度(独立行政法人勤労者退職金共済機構調べ)

(1)補助実施地方公共団体一覧

平成29年11月末現在278地域(2県2区189市69町15村1地区)

- [北海道] 士別市 名寄市 枝幸町 共和町 士幌町 音更町 広尾町 大樹町 幕別町 *滝上町 美深町
(11)
- [岩手県] 釜石市 大船渡市 花巻市 久慈市 遠野市 陸前高田市 紫波町 矢巾町 岩泉町 一戸町
(10)
- [秋田県] 井川町
(1)
- [福島県] *福島県
(1)
- [茨城県] 水戸市 土浦市 常総市 牛久市
(4)
- [栃木県] 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 那須塩原市 那須町
(6)
- [群馬県] 群馬県 前橋市 高崎市 伊勢崎市 太田市 館林市 沼田市 富岡市 藤岡市 渋川市 安中市
(18) みどり市 中之条町 長野原町 玉村町 大泉町 邑楽町 嬬恋村
- [埼玉県] 川越市 熊谷市 秩父市 所沢市 加須市 春日部市 狭山市 本庄市 深谷市 蕨市 戸田市
(19) 志木市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 越生町 ときがわ町 横瀬町
- [千葉県] 市川市 木更津市 松戸市 野田市 佐倉市 成田市 東金市 習志野市 市原市 我孫子市
(16) 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 袖ヶ浦市 白井市
- [東京都] 荒川区 葛飾区 *八王子市 *武蔵野市 青梅市 府中市 西東京市 *小金井市 *日野市
(11) *国分寺市 *多摩市
- [神奈川県] 平塚市 鎌倉市 相模原市 秦野市 三浦市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市
(22) 綾瀬市 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 開成町 箱根町 湯河原町 愛川町
- [富山県] 富山市 高岡市 魚津市 氷見市 滑川市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 上市町 立山町
(12) 入善町
- [石川県] 小松市 輪島市 加賀市 白山市
(4)
- [福井県] 福井市 大野市 越前町 美浜町
(4)
- [長野県] 長野市 松本市 上田市 飯田市 諏訪市 須坂市 伊那市 中野市 飯山市 茅野市 塩尻市
(38) 佐久市 千曲市 東御市 小海町 軽井沢町 御代田町 立科町 下諏訪町 辰野町 箕輪町 阿南町 坂城町 小布施町 山ノ内町 飯綱町 宮田村 南箕輪村 中川村 下條村 泰阜村 木祖村 麻績村 山形村 朝日村 高山村 木島平村 栄村
- [岐阜県] *瑞浪市 美濃加茂市 土岐市 東白川村 ★養老町
(5)
- [静岡県] *富士宮市 *磐田市 *焼津市 *富士市 *藤枝市 *御殿場市 *袋井市 *裾野市
(15) *湖西市 *静岡市 *浜松市 *長泉町 *小山町 *森町 (浜松市天童区)
- [愛知県] 田原市 一宮市 瀬戸市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 蒲郡市 江南市 小牧市 稲沢市
(16) 東海市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 みよし市
- [三重県] 鈴鹿市 伊勢市
(2)
- [滋賀県] 大津市 長浜市 近江八幡市 守山市 栗東市 野洲市 東近江市
(7)
- [大阪府] 泉南市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 高石市 忠岡町
(8)

- 〔兵庫県〕 *西脇市 加西市 丹波市
(3)
- 〔奈良県〕 下北山村
(1)
- 〔和歌山県〕 (有田川町)
(1)
- 〔山口県〕 下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 長門市 柳井市 美祢市
(17) 周南市 山陽小野田市 和木町 平生町 田布施町 阿武町
- 〔愛媛県〕 新居浜市 西条市
(2)
- 〔福岡県〕 *豊前市 *上毛町 *築上町
(3)
- 〔長崎県〕 (五島市奈留支所) 新上五島町
(2)
- 〔大分県〕 *中津市 *豊後高田市 *宇佐市
(3)
- 〔宮崎県〕 宮崎市 都城市 小林市 日向市 西都市 三股町 *高千穂町 *日之影町 *五ヶ瀬町
(11) 国富町 綾町
- 〔鹿児島県〕 鹿児島市 奄美市 薩摩川内市
(3)
- 〔沖縄県〕 宜野湾市 沖縄市
(2)

(注)・ アンダーラインの地方自治体は、林業事業主に対する助成を実施している。

- ・ * 印は共済会、互助会等が助成を実施している。
- ・ ★ 養老町商工会が独自に助成を実施している。
- ・ () 印は一部地域を対象とし助成を実施している。

(2)補助制度の例

	補助金を受ける者	補助金の対象者	補助金の額	補助金の交付期間
A市	共済契約者 (適年除外)	新規・追加契約	年間納付額72,000円(国の助成額を除く)を限度とし、その25%	1年
B区	従業員4人以下の共済契約者	新規・追加契約	掛金月額50%とし、年補助額20,000円を限度	1年
C市	共済契約者	新規契約	被共済者1人につき年額5,000円	1年



雇均発 1222 第 2 号

平成 29 年 12 月 22 日

都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)確定拠出年金法等の一部を改正する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）
の施行について

中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としています。

今般、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）が、平成 28 年 5 月 24 日に成立し、同年 6 月 3 日に公布され、この改正法による中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号。以下「法」という。）等の改正事項について、関連政省令と併せて、平成 30 年 5 月 1 日から施行することとされました。

主な改正内容については下記のとおりですので、御了知いただくとともに、管内の市町村、経済団体等に対し中退共制度の趣旨について周知いただく等、制度の普及促進に引き続き一層の御協力をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

会社合併等の事業再編の活発化といった最近の企業活動の状況を踏まえ、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、会社合併等の後も引き続き共済契約者が中小企業者である場合に、その合併等に伴う中退共制度と企業年金制度との間の資産移換を行うことを可能とする等の措置を講ずるものです。

第 2 共通事項

本通知における用語の定義は、以下のとおりです。

(1) 中退共

中退共制度のうち、中小企業の常用雇用者を対象とした退職金共済制度をいう。

(2) 企業年金制度

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項に規定する確定給付企業年金及び確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する企

業型年金をいう。

(3) 機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構をいう。

(4) 合併等

確定給付企業年金法第 82 条の 4 第 1 項、確定拠出年金法第 54 条の 5 及び法第 31 条の 4 第 1 項に規定する合併等をいう。

第 3 改正の概要

中退共を実施する事業所と企業年金制度を実施する事業所が合併等を行い、合併等をした後の 1 つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる制度が適用される 2 つの従業員グループが併存する場合に、当該中小企業において、中退共のみを実施することとした場合には企業年金制度から中退共への資産の移換が、企業年金制度のみを実施することとした場合には中退共から企業年金制度への資産の移換が可能となります(確定給付企業年金法第 82 条の 4 及び第 82 条の 5、確定拠出年金法第 54 条及び第 54 条の 5 並びに法第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 関係)。

※ なお、機構に、企業年金制度から中退共への資産移換の申出を行う事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用されません。

また、これらの措置は、施行日（平成 30 年 5 月 1 日）以後に合併等が行われた場合に適用されます。

第 4 加入促進に向けての積極的な取組み

中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況にあり、退職金制度が確立されることにより優秀な労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る意味においても、中退共の普及をより一層図る必要があると考えられます。

中退共では、新たに退職金共済契約を締結した事業主について、国から掛金の一部補助を行う措置（掛金負担軽減措置）が講じられており、また、一部の地方自治体（別紙 1 参照）では、独自に掛金の一部補助を行っていただいているところです。

さらに、今般の法改正により、合併等に伴う企業年金制度から中退共への資産移換が可能となります。

これらの措置は、今後の加入促進に大きく寄与するものと考えられることから、こうした支援措置を含め、管内の市町村、経済団体等に対する中退共の一層の周知をお願いします。

なお、別紙 2 のとおり、都道府県労働局長に対しても本通知と同様に周知等に係る協力の依頼を行っていることを申し添えます。